

北本市

空き店舗等活用 推進事業補助金

改修等経費、広告宣伝費に

最大50万円を補助

北本市は、
空き店舗等を活用して
新たに創業する方を
支援します。

— 概要は裏面をご覧ください —

北本市
kitamoto city

北本市 市民経済部

産業観光課 商工労政・観光担当

☎ 048-594-5530

FAX 048-592-5997

北本市空き店舗等活用推進事業補助金の概要

（目的）

本補助金は、空き店舗等の利用促進や新たなビジネスの創出を図り、まちのにぎわいづくり及び市内経済の活性化につなげるものです

（補助対象経費）

改修等経費 ①空き店舗等の内・外装の改修工事に係る費用

②事業に必要な機械装置、工具、器具及び備品の購入に係る費用

広告宣伝費 ①ポスター、チラシ等の印刷及び配布に係る費用

②ダイレクトメールの送付に要する費用及びレターパック等の購入に係る費用

③新聞、雑誌等への広告の掲載に係る費用

④ホームページの制作に係る費用

⑤前各号に掲げるもののほか、事業の開始に係る広告宣伝費として市長が認める費用

（補助金の額）

補助対象経費の 1 / 2（最大 50 万円） ※ 1 千円未満の端数は切り捨て

ただし、国又は埼玉県から補助金の交付を受ける場合は、その額を控除した額の 1 / 2（最大 50 万円）

（補助金の交付対象事業）

小売業・飲食業・サービス業で、かつ、次のすべてを満たすものが対象となります

①活用する物件が J R 北本駅を中心に半径約 500 m の中心市街地内にある空き店舗等で、建物の 1 階又は 2 階にあること

②市内の空き店舗等において、顧客に対しサービス等を提供する事業

③安定した経営及び事業の継続のために創意工夫を行い、複数年の事業計画及び資金計画に基づき創業するもの

④概ね 1 週間当たり 5 日以上、かつ、1 日のうち午前 9 時から午後 6 時までの間に少なくとも 3 時間の営業を行うもの

⑤市内で既に事業を営んでいる者が空き店舗等に移転して事業を行う場合は、移転前に行っていた事業と同一事業の拡張でないこと

⑥ 2 年以上継続して事業を行うこと

⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業でないこと

⑧フランチャイズ方式で出店する事業でないこと

（補助金の交付対象者）

次のすべてを満たす個人又は法人が対象となります

①市内に住所又は事業所を有していること

②市税を滞納していないこと

③空き店舗等の所有者でないこと（同一世帯者、配偶者、2 親等以内の家族を含む）

④市内の空き店舗等を活用して、新たに創業する者又は第二創業を行う者

⑤創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業を受講し、その証明書を有する者

⑥商工会に加入又は補助事業期間完了日までに加入する意思がある者

⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定するもの）又は補助金の交付を受ける者若しくはその役員が暴力団員（同条第 6 号に規定するもの）でないこと

⑧暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと

⑨補助金の交付の決定を受けるまで、事業に着手していないこと

（補助金の交付の申請）

北本市空き店舗等活用推進事業補助金交付申請書に以下の書類を添えて市長に提出してください

①住民票の写し（個人の場合）、商業登記簿謄本の写し（法人の場合）

②賃貸借契約書の写し（空き店舗等の賃貸借契約を締結している場合）

③市税に未納がないことの証明書

④見積書その他の補助対象経費を確認することができる書類の写し

⑤工事等の内容が分かる図面及び工事等を行う前の施設内部及び施設外観がわかる写真等（改修工事等を行う場合）

⑥北本市空き店舗等活用推進事業補助金に係る事業計画書

⑦創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業に係る受講証明書の写し

⑧その他市長が必要と認める書類

詳細は表面の連絡先までお問い合わせください